

連 絡 票

令和7年7月9日

宛 先 柏崎刈羽原発再稼働をさせない会・村上
共同代表 瀬賀美奈子 様 中倉睦子 様

件 名 公開質問状に対する回答の送付につきまして

連 絡 事 項

平素より大変お世話になっております。
新潟県議会事務局 委員会係の権瓶（ごんぺい）と申します。

令和7年4月臨時会における参考人説明に関し、今本氏宛てにいただきました公開質問状について、今本氏からの回答をお送りいたします。

県議会からの出席要請に基づき、議会の場で行われた説明ですので、本件に関する御連絡については、下記担当宛てにお願いいたします。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。



新潟県議会事務局 議事調査課 委員会係
〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
担当 権瓶（ごんぺい）

Tel 025-280-5526 Fax 025-285-0773

E-mail gompei.takuro@pref.niigata.lg.jp

令和7(2025)年7月7日

柏崎刈羽原発再稼働をさせない会・村上
共同代表 瀬賀美奈子様 中倉睦子様

公開質問状に対する回答

令和7(2025)年6月20日付けで受領した私の新潟県議会(以下単に「県議会」という)での県民投票条例参考人陳述にかかる貴方の公開質問状に対して、以下の通り回答します。

0 回答にあたって

まず、今回「公開質問状」なるものをお送りいただいたことに戸惑いを覚えていることを一言申し上げておく必要があります。というのも、本来であれば単なる「質問」や「意見」でよいであろうところ、あえて「公開」をつけている意図を図りかねているからです。

今回県議会において県民投票条例参考人陳述を行ったのは、あくまでも県議会議会運営委員会の合議により、議会事務局を通して、県議会議長の皆川雄二氏により発出された「新潟県議会直接請求に係る条例審査特別委員会への出席要請について(依頼)」(新議事第9号、令和7年4月16日)という文書により依頼が行われたことによるものであり、ここでは意見を求める事項は「住民投票制度と議会の役割などについて」でありました。その際、議会事務局からは、行政法や地方自治について研究している立場から、住民投票制度と議会の役割、条例案を審査するうえで考慮すべき点について、資料を用いて説明することが求められました。こうしたことから、今回の参考人意見について、私自身は、必ずしも私の意見を表明する場ではなく、むしろ行政法や地方自治の専門家として、住民投票制度と議会の役割についてのこれまでの学界での議論を中心に紹介する場と考えており、現在の学界での議論の状況を踏まえて、可能な限り客観的な説明を行いました。そのため、今回の参考人意見で住民投票に慎重な立場を紹介することは当然であり、このことが住民投票条例賛成派の方々に否定的にとられたとするならば、やむをえないことであると考えております(逆に、住民投票に全面的に肯定的な陳述をしたとすれば、住民投票に慎重な立場からは否定的にとられたのではないかと思います)。

以上のような私の立場からすると、「公開」質問状というどこで切り取られるかわからないものに対して回答することは、私の参考人意見が歪曲して理解され、ひいては私の研究者としての活動を妨げ、憲法で保障されている学問の自由を脅かされるも

のとなる可能性があることから、慎重にならざるを得ないと考えております。そもそも、「今本参考人は、県民投票では県民の多様な声を反映できないなどの意見を表明しました」とありますが、そのようなことを述べた事実はありません（記録を確認していただきますとわかります）し、このような誤解をされるとますます回答に慎重にならざるを得ません。また、今回、「公開」質問状という形で質問をされることは、これに対して回答しない場合に公開の場で批判されることが想定され、事実上回答を強制されるものであることから、上記のような懸念が現実化する可能性があると考えられ、極めて不当な行為であり、看過しがたい事態であると考えております。

以上の通り、今回公開質問状なるものを一方的に送り付ける行為自体、私に対する人権侵害を伴う重大な危険性を伴うことから、回答をしないという判断も十分にありえますが、今回限りということで以下の通り回答をさせていただきますので、ご査収のほどお願いします。

1 県北地域と柏崎刈羽原発との距離について

確かに直線距離では 150 キロではありますが、ある地点との距離を考える場合、道路を使って行き来をすることを想定して考えるのが通常であり、その計算で距離を測ると、旧山北村から柏崎刈羽原発までは 180 キロ弱であり、約 200 キロというのは見当違いの数字ではないと考えております。説明でこのことを明示しなかったことは私に非がありますが、今回の意見においてこの距離の違いは大きな意味を持たないことから、訂正の必要はないと考えております。

2 自分事として考えることができる範囲について

今回問題となっている原発再稼働をめぐる住民投票においては、原発の危険性の他に原発立地自治体のことをも考える必要があります。例えば、原発立地自治体では、法人住民税で一定の税収がある他、電源三法交付金等が交付されており、原発再稼働の可否を考える際には、原発再稼働が行われなくなることにより、これらの財政的な恩恵が受けられなくなるほか、原発再稼働が行われなくなることによりまちづくりにも大きな影響が生じることにも留意する必要があります。原発再稼働において自分事として考えるべきことには、何も原発の危険性にとどまらず、以上のようなことも含まれますが、こうしたことも含めて考えることができる範囲はせいぜい隣接自治体までではないかという趣旨であのような説明をしました。

3 原発事故が距離においても時間においても相当な長さで影響を与えていることについて

おっしゃることは確かですが、おっしゃることにより県民投票条例の制定が正当化されるかという点、そうではないと思います（今回の参考人意見は、あくまでも住民投票条例制度と議会の役割について述べたのみであることにも留意していただければと思います）。

以上